

協働評価実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、北海道協働推進基本指針（平成15年（2003年）3月28日構造改革推進本部員会議決定、以下「基本指針」という。）に基づき、協働による成果や取組過程での改善点、参加機会の公平性等、様々な視点から協働の取組についての評価を行う協働評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 実施部局

協働評価は、本庁各部（局）、各総合振興局、各振興局、企業局、道立病院局、議会事務局、各種委員会事務局、教育庁及び警察本部（以下「実施部局」という。）において実施した事業を対象とする。

第 3 評価実施対象事業

協働評価実施の対象とする事業は、実施部局が、基本指針の趣旨に沿って、自主的、自発的に地域の課題解決に携わる法人、団体（国、地方公共団体、独立行政法人を除く。）と協働で実施した事業のうち、協働の形態が「共催、事業協力・協定、実行委員会・協議会、委託」のいずれかで、かつ評価対象にふさわしいと認めた事業とする。

第 4 実施方法

協働評価の実施方法については、別に定めるものとする。

第 5 評価結果の公表

評価結果の公表は、次の方法により実施する。

- 1 実施部局は、協働評価を実施した事業のうち、協働事業の事例として公表する事業（以下「公表事例」という。）に係る別記第1号様式及び別記第2号様式の評価シートを道民生活課に提出する。
- 2 協働推進会議の協働研究ワーキンググループは、公表事例の選定に関して必要な協議を行う。
- 3 協働推進会議は、提出のあった評価シートに基づき、公表事例を選定する。
- 4 道民生活課は、選定された公表事例について、別記第2号様式により道のホームページで公表する。

第 6 その他

この要綱に定めるもののほか、協働評価の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- この要綱は、平成17年（2005年）6月22日から施行する。
この要綱は、平成17年（2005年）12月5日から施行する。
この要綱は、平成18年（2006年）5月2日から施行する。
この要綱は、平成20年（2008年）9月9日から施行する。
この要綱は、平成22年（2010年）4月1日から施行する。
この要綱は、平成23年（2011年）2月17日から施行する。
この要綱は、平成24年（2012年）4月2日から施行する。
この要綱は、平成31年（2019年）4月16日から施行する。
この要綱は、令和2年（2020年）2月4日から施行する。

別記第1号様式（第5関係）

別添（協働事業評価シート①「ふりかえりシート」）

別記第2号様式（第5関係）

別添（協働事業評価シート①「事業紹介シート」）

別記第3号様式（第5関係）

（ 文書番号 ）

令和 年 月 日

環境生活部くらし安全局道民生活課長 様

（ 所管課長名 ）

協働事業評価シート提出書

協働評価実施要綱（平成17年（2005年）6月22日施行）第5の1に基づき、
別添のとおり協働事業評価シートを提出します。

記

事 業 名	
事 業 期 間	年 月 日～ 年 月 日
協働の相手先の名称	